

経営管理権集積計画の告示

下記森林について、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により告示する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 1 日

恵那市長 小坂 喬峰

記

1. 経営管理権集積計画の対象森林

No.	地区名	字	林班	森林面積	森林所有者件数	筆数	経営管理権の始期	備考
1	笠置河合地区	釜上 他	70・ 71	40.15 ha	24 件	89 筆	2021 年 3 月 1 日	整理番号 笠 70.71-2～ 笠 70.71-25
2	武並藤地区	小僧 屋敷 他	181	9.44ha	15 件	26 筆	2021 年 3 月 1 日	整理番号 武 181-1～ 武 181-15

2. 縦覧場所 恵那市役所林政課

3. 権利の設定

本告示により、対象森林の経営管理権が恵那市に設定されるとともに、経営管理受益権が森林所有者に設定される。